

2019年3月28日

各位

東京都港区六本木一丁目6番1号
SBI マネープラザ株式会社
代表取締役執行役員社長 太田 智彦

株式会社東和銀行との共同店舗運営開始のお知らせ

～SBI グループの「地方創生」プロジェクト～

関東地方において当社初となる地域金融機関との共同店舗運営を開始

SBI マネープラザ株式会社（本社：東京都港区、代表取締役執行役員社長：太田智彦、以下「当社」といいます。）は、株式会社東和銀行（本店：群馬県前橋市、代表取締役頭取：吉永國光、以下「東和銀行」といいます。）と、2019年4月22日（月）より、群馬県前橋市において共同店舗の運営を開始することとなりましたのでお知らせいたします。このたびの共同店舗出店は、関東地方においては当社初、全国では清水銀行、筑邦銀行、仙台銀行、愛媛銀行及び、三重銀行との出店に続き6店舗目となります。

2018年2月より、当社の親会社である株式会社SBI証券（本社：東京都港区、代表取締役社長：高村正人、以下「SBI証券」といいます。）と東和銀行は、金融商品仲介業サービスでの業務提携を開始し、東和銀行のお客さまは同行WEBサイトを通じてSBI証券に証券総合口座を開設することで、SBI証券の取扱うさまざまな金融商品・サービスをご利用いただくことが可能となりました。

このたびの共同店舗運営開始により、東和銀行のお客さまは、SBI証券のインターネットチャネル商品だけでなく、当社の対面コンサルティング営業による質の高いアドバイスを受けながら対面ならではの多様な金融商品・サービスをご利用いただけるようになります。

当社が対面営業で培ってきた株式などのリスク性商品の営業力に、今後はさらに東和銀行が地域の産業や生活に密着して育んできたリレーションシップが加わることで、今まで以上に多くの新しい個人投資家の皆さまに資本市場への参加を促し、ひいては顧客基盤のさらなる拡大を実現できるものと期待しております。

当社は、今後も一人ひとりに最適な金融商品を提供する「日本最大の金融商品ディストリビューター」を目指し、魅力ある商品・サービスの提供を通じて、「顧客中心主義」の徹底に努めるとともに、地方創生を担う地域金融機関の活性化に寄与してまいります。

<共同店舗詳細>

名称	東和銀行 SBI マネープラザ
住所	群馬県前橋市本町二丁目 12 番 6 号
営業時間	平日 9:00~15:00

<東和銀行の会社概要（2018年9月末現在）>

商号	株式会社東和銀行
設立年月日	1917年6月11日
本店所在地	群馬県前橋市本町二丁目 12 番 6 号
預金等	19,856 億円
資本金	386 億円
代表者	代表取締役頭取 吉永 國光
登録番号	関東財務局長（登金）第 60 号
加入協会	日本証券業協会

SBI マネープラザ株式会社

金融商品仲介業者

登録番号：関東財務局長（金仲）第 385 号

所属金融商品取引業者：

- ・株式会社 SBI 証券（関東財務局長（金商）第 44 号） 加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
- ・ウェルスナビ株式会社（関東財務局長（金商）第 2884 号） 加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

第二種金融商品取引業者

登録番号：関東財務局長（金商）第 2893 号

加入協会：一般社団法人第二種金融商品取引業協会

【注意事項】

当社が取扱う有価証券等及び保険商品は預金等ではなく、預金利息はつきません。また、元本保証はされておらず、預金保険制度の対象ではありません。お客様が行おうとする取引について支払う金額又は手数料等は、当社の所属金融商品取引業者により異なります。

各商品等への投資に際してご負担いただく手数料等及びリスクは商品毎に異なりますので、詳細につきましては、契約締結前交付書面等をご確認ください。

当社は、所属金融商品取引業者の代理権は有しておりません。当社は、いかなる名目によるかを問わず、金融商品仲介業に関して、お客様から金銭や有価証券のお預かりをすることはありません。

以上

本プレスリリースに関するお問い合わせ先
SBI マネープラザ株式会社 総合企画部 03-6229-0166